

総合評価結果一覧表(平成21年度決算)

| | | | | | | |
|---|---|------|--------|------|------|------|
| 1 | (財)しまね海洋館 | 区 分 | 団体のあり方 | 組織運営 | 事業実績 | 財務内容 |
| | | 団体評価 | A | A | A | A |
| | | 県評価 | A | A | A | A |
| 1 | <p>来館者にとって最も興味のあるシロイルカについては、現在も出産に伴いパフォーマンスの休止や観覧制限などが続いているが、ペンギン館の整備や(財)しまね海洋館の運営努力により、入館者数は目標を上回っており、質の高い自然学習の場、機会を県民等へ提供している。</p> <p>近隣の水族館では、リニューアルオープンが予定されているが、しまね海洋館においては、中長期的な視野で、入館者数が維持されるよう、平成23年春に予定しているシロイルカ保護繁殖施設の活用を含め、集客対策をさらに進める必要がある。</p> <p>公益法人の見直しについては、財団に設ける検討委員会を活用するなど、県と財団で意思疎通を図りながら進めていく必要がある。</p> | | | | | |
| 2 | (財)ふるさと島根定住財団 | 区 分 | 団体のあり方 | 組織運営 | 事業実績 | 財務内容 |
| | | 団体評価 | A | A | A | B |
| | | 県評価 | A | A | A | B |
| 2 | <p>全国的に人口減少が進むなか、他県に先駆けて平成4年から本県の定住施策を担ってきた同財団の役割は非常に大きく、県政の重要施策のひとつである「定住の推進」に大きく貢献してきた。</p> <p>今後もUIターン希望者に対する支援、若年者の県内定住への取り組みや地域づくりへの支援などの総合窓口、実施団体として、財団の担う役割は増加するとともに、一層重要となるものと考えられる。</p> <p>また、平成20年度からは新たに社会貢献活動分野の事業も実施しており、今後も社会情勢の変化や利用者の傾向を踏まえ、幅広いニーズに即対応できるような事業展開を図る。</p> <p>一方、財団の主要業務である、定住促進、地域づくり、若年者就業支援については、マンパワーによるところが大きいと、効率的かつ安定的に業務が遂行できる組織体制等について今後とも検討していく必要がある。</p> | | | | | |
| 3 | (財)しまね女性センター | 区 分 | 団体のあり方 | 組織運営 | 事業実績 | 財務内容 |
| | | 団体評価 | A | B | A | B |
| | | 県評価 | B | B | A | B |
| 3 | <p>財団法人しまね女性センターは、専門的知識と県民とのネットワークを活かし、男女共同参画社会の実現に向け、県と一体となって事業の推進に当たっている。</p> <p>財政的には、県が委託している男女共同参画の啓発事業や人材育成事業、公の施設の指定管理業務が財団事業の大部分を占めるため、結果的に県への財政的依存度が高くなっている。しかし、平成17年度以降は、経費縮減の取組及び財団自主事業である宿泊部門運営事業の経営改善の結果、運用財産が積み立てられ、自己資本比率の向上が図られており、この経営努力は引き続き評価できる。</p> <p>今後も自主財源の安定確保を図るとともに、男女共同参画センターの指定管理者として、経費節減に留意しつつ、県民への積極的なPRとサービス向上に努め、一層の利用促進に繋げるよう期待する。</p> <p>組織運営については、設立以来職員の人材育成とノウハウの蓄積を進めており、将来的にはより自立的な運営が期待される。</p> <p>また、公益法人制度改革への対応については、今後の事業展開を踏まえた財団の在り方や体制の検討なども含め、総合的に行う必要がある。</p> | | | | | |
| 4 | (財)しまね自然と環境財団 | 区 分 | 団体のあり方 | 組織運営 | 事業実績 | 財務内容 |
| | | 団体評価 | A | A | A | A |
| | | 県評価 | A | A | A | A |
| 4 | <p>本財団は、三瓶自然館サヒメルの管理運営を目的に設立された団体であるが、平成17年度から指定管理制度に移行し、県との財政的な関係が整理され、その後は独自の経営努力により経営の安定化が求められることになった。平成21年度の実績については、財団の努力で入場者数が目標値を大幅に上回っており評価できる(目標値比119%)。また、平成20年度から環境事業が継承されたことにより、今後は、島根県の自然系博物館としての役割とともに、環境全般を担う団体として、学芸員知識やこれまで育ててきた地域との連携を生かし、県内の各団体や県民との連携を深め、三瓶自然館等の管理だけにとどまらない、全県的な活動がさらに広がることを期待したい。</p> | | | | | |

5

| | | | | | | |
|---|---|-------|--------|------|------|------|
| | (財)島根県文化振興財団 | 区 分 | 団体のあり方 | 組織運営 | 事業実績 | 財務内容 |
| | | 団体評価 | A | A | A | A |
| | | 県 評 価 | A | B | A | B |
| 5 | <p>(財)島根県文化振興財団は、本県の文化振興の中核を担う公益的な法人として、県と補完し合いながら、県内全域を対象とした芸術文化振興事業、文化団体の支援・育成事業、文化施設と文化団体とのネットワーク化事業、文化情報の収集・提供事業などを展開している。</p> <p>平成17年度から5年間の指定管理業務の成果を踏まえ、平成22年度から新たに5年間、公の文化施設(県民会館、芸術文化センター、八雲立つ風土記の丘)の指定管理業務を受託している。平成20年度から取り組みを始めた「業務品質管理自己評価システム」等により業務の改善や見直しを進めているところであるが、さらに効率的かつ効果的な事業を展開していくためには、財団本部と各施設が一体となった管理・運営を行っていく必要がある。</p> <p>今後とも県民のニーズを的確に把握し、多様な文化事業を実施していくとともに、自立的・自主的な運営を図っていくためには、これまでに培ってきたノウハウを生かして、県以外からの助成金や受託事業を積極的に取り組んでいく必要がある。</p> | | | | | |
| | (財)しまね国際センター | 区 分 | 団体のあり方 | 組織運営 | 事業実績 | 財務内容 |
| | | 団体評価 | A | A | A | B |
| | | 県 評 価 | B | B | B | C |
| 6 | <p>(財)しまね国際センターは、県内全域において多文化共生・国際交流・国際協力事業を行っている唯一の団体であり、県内の多文化共生社会の推進において中核となるべき団体であり、その存在意義は大きい。</p> <p>しかしながら、最大の課題である財政面においては、基金の運用方法見直しを行い、財源の確保に努めてはいるものの、主たる収益事業がなく、近年の金利の低下により運用財産の取り崩しを余儀なくされている状況にある。</p> <p>団体では職員削減による人件費の抑制や、事業の大幅な縮減により取り崩し額の圧縮に努めてはいるが、今後、公益財団法人移行に向け、引き続き経営の安定性確保と効率・効果的な事業の実施への積極的な取り組みが必要である。</p> | | | | | |
| | (財)島根県環境保健公社 | 区 分 | 団体のあり方 | 組織運営 | 事業実績 | 財務内容 |
| | | 団体評価 | B | A | A | B |
| | | 県 評 価 | B | A | A | B |
| 7 | <p>生活習慣病をはじめとして、県民の疾病予防を推進するためには、健康診断の受診率向上が大きな課題である中、同公社の社会的・地域的な存在意義は引き続き大きい。今後とも、社会情勢の変化に一層迅速・適確に対応していくために、県の財政的・人的関与の縮小を検討しつつ、多分野にわたる情報収集・分析等に基づく事業の積極的かつ効率的な展開とコスト削減による健全な経営が求められる。</p> | | | | | |
| | (財)島根県障害者スポーツ協会 | 区 分 | 団体のあり方 | 組織運営 | 事業実績 | 財務内容 |
| | | 団体評価 | A | A | B | B |
| | | 県 評 価 | B | A | B | B |
| 8 | <p>「島根はつらつプラン」では、障がい者が社会参加をする上で、スポーツ活動は、心身の鍛錬や機能回復ばかりでなく、地域における仲間づくりを通じながら自己実現を図り、いきいきとした生活を送るために、また、障がい者に対する地域の人々の理解を広げる機会として極めて大切なものであると位置づけている。</p> <p>本財団は、障がい者スポーツ大会の企画から実施・運営を実施する県内唯一の団体であり、また、県障がい者スポーツ大会の開催や全国障がい者スポーツ大会への選手派遣などの県委託事業のほか、財団事業として、指導員養成や圏域ごとの団体育成、また、スポーツ大会の開催などを実施しており、障がい者のスポーツ活動を通じた社会参加推進に大きく貢献している。</p> <p>現在、スポーツ大会の参加者が減少・高齢化しているため、今後スポーツの裾野を上げ若年層の大会参加率を高めると共に、地域単位のスポーツ振興を通して、「ユニバーサルスポーツ」を推進・普及していくことが期待される。</p> | | | | | |
| | (財)島根県みどりの担い手育成基金 | 区 分 | 団体のあり方 | 組織運営 | 事業実績 | 財務内容 |
| | | 団体評価 | B | A | A | C |
| | | 県 評 価 | B | A | A | C |
| 9 | <p>島根県内の林業労働従事者の就労条件を改善し、林業労働力の安定的確保、若い担い手の確保・育成を図るため、人材育成、労働安全管理、雇用改善の観点から各種の助成事業を実施してきた。その結果、年間を通じて安定的に従事する基幹的作業員の割合の上昇、作業員の平均年齢の低下など若返りも図られてきた。</p> <p>しかしながら、財務的には低金利の中で今後も十分な基金運用収入が見込めないことから、基本財産の取り崩しにより事業を運営せざるを得ない状況にある。本基金は、林業労働者の安定的確保を図る上で重要なものであり、今後とも外部の意見を踏まえた不断の事業見直しを進めながら、より効果の上がる取り組みにつなげていく必要がある。</p> | | | | | |

10

| | | | | | | |
|----|--------------|--|--------|------|------|------|
| | (社)島根県林業公社 | 区 分 | 団体のあり方 | 組織運営 | 事業実績 | 財務内容 |
| | | 団体評価 | B | A | B | D |
| | | 県評価 | B | B | B | D |
| 10 | | <p>平成20年5月に外部の委員による検討委員会を設置し、存廃を含めた検討を行った結果、経営改善の取り組みを引き続き強力で推進し、経営の安定化を図りながら事業を継続することとした。</p> <p>そして、同委員会の審議を経て平成21年6月に作成した「第3次島根県林業公社経営計画」を基本指針として、①増収対策(長伐期化による高率択伐と低コスト木材生産の実現) ②森林整備事業の見直し ③分収契約の見直し ④造林地調査の実施 ⑤組織体制の検討 ⑥県民理解の醸成 ⑦新公益法人への移行など7項目について、具体的な取り組みを進め、平成20年度末試算の長期収支見込み△438億円を△179億円まで収支改善を図ることとしている。</p> <p>公社造林地は、将来の県産木材の重要な供給源となることから、今後も、コスト削減を図りつつ、間伐を中心に、水源かん養や地球温暖化防止など公益的機能の維持増進と良質な木材生産が可能となる森林整備を継続して実施する必要がある。</p> <p>林業公社の役割は、今後重要になることから、経営計画の目標が達成されるよう、県としても林業公社経営に積極的に関与するとともに、林業公社の果たす役割や県の支援について、県民理解の醸成を図る必要がある。</p> | | | | |
| | | 区 分 | 団体のあり方 | 組織運営 | 事業実績 | 財務内容 |
| | | 団体評価 | A | A | A | A |
| 11 | (財)くにびきメッセ | 区 分 | 団体のあり方 | 組織運営 | 事業実績 | 財務内容 |
| | | 団体評価 | A | A | A | A |
| | | 県評価 | A | A | A | A |
| 11 | | <p>・コンベンションの開催は、観光関連産業など地域経済への波及効果が大きく、地域活性化の手段として極めて有効である。当財団は、本県唯一のコンベンションビューローであり、持続的に観光客入込数、宿泊者数の増加をもたらすなど観光関連産業を中心とした本県の産業振興に重要な役割を果たしている。</p> <p>・当財団は、産業交流会館の指定管理者に指定され、会館管理部門については、利用料金制による自立した管理運営が図られているが、一方で、コンベンションビューロー(公益事業)は、低金利による基本財産運用益の減少や賛助会費の減少の影響により、限られた予算での活動を余儀なくされている。</p> <p>・H20.12月施行の公益法人の制度改正への対応(公益目的支出計画の具体化など)に併せ、今後のコンベンション誘致・支援の強化に向けた財源確保の在り方や、県の関与のあり方について検討を行う必要がある。</p> | | | | |
| | | 区 分 | 団体のあり方 | 組織運営 | 事業実績 | 財務内容 |
| | | 団体評価 | A | A | A | A |
| 12 | (財)しまね産業振興財団 | 区 分 | 団体のあり方 | 組織運営 | 事業実績 | 財務内容 |
| | | 団体評価 | A | A | A | A |
| | | 県評価 | A | A | A | B |
| 12 | | <p>県の産業振興施策の実施機関として県内の企業等に対して経営・技術・販路の面で総合的な支援活動を行っており、特に、厳しい経済状況のもとで行われた緊急的な相談対応や県の経済対策での事業の増加にも限られた人員で迅速に行われ、産業振興財団の必要性が再確認されたと考えている。</p> <p>当面厳しい経済情勢が見込まれる中で、企業体質の強化、技術の高度化、新製品開発、販路拡大等に対する支援がますます重要となる。県の中核的支援機関として他の支援機関等との連携を強化しながら事業実施ができるように県として引き続き支援していく。</p> | | | | |
| | | 区 分 | 団体のあり方 | 組織運営 | 事業実績 | 財務内容 |
| | | 団体評価 | A | A | A | A |
| 13 | 〔特〕島根県土地開発公社 | 区 分 | 団体のあり方 | 組織運営 | 事業実績 | 財務内容 |
| | | 団体評価 | A | A | A | A |
| | | 県評価 | B | B | B | B |
| 13 | | <p>公共事業費の減少等により、平成10年度以降、ほぼ毎年損失を出していたが、退職者不補充、住宅供給公社との管理部門の統合並びに事務所移転等のコスト削減を行ってきた結果、平成21年度決算において経常利益が黒字転換したことは評価できる。また、安来浦ヶ部住宅団地及び安来インター工業団地の売却完了など、長期保有地の解消についても、大いに評価できる。</p> <p>益田拠点工業団地(益田市内)及びソフトビジネスパーク(松江市内)の両県営工業団地の整備については、県の産業振興施策により公社が土地造成事業として実施したものであるが、平成22年7月1日現在、益田拠点工業団地の分譲率はリースを含めて30.2%、ソフトビジネスパークのそれが34.3%であるなど、分譲が完了するにはなお時間を要する状況にある。そのため、公社が民間金融機関から借り入れている長期借入金の利子が嵩み、財務状況の悪化が懸念される。引き続き企業誘致を強力で展開する一方で、公社に対する利子補給等分譲価格抑制のための措置を講じつつ、抜本的な対策を検討する必要がある。</p> | | | | |
| | | 区 分 | 団体のあり方 | 組織運営 | 事業実績 | 財務内容 |
| | | 団体評価 | A | A | A | A |
| 14 | 〔特〕島根県住宅供給公社 | 区 分 | 団体のあり方 | 組織運営 | 事業実績 | 財務内容 |
| | | 団体評価 | A | A | A | A |
| | | 県評価 | A | A | A | A |
| 14 | | <p>公社の主要事業である住宅分譲事業実績が年々低下している。これは、事業実施地の状況や景況にも影響されるため、県民のニーズを的確に把握しながら各年度の目標を設定し、着実に取り組む必要がある。</p> <p>県営住宅管理業務は、平成21年度より指定管理者から管理代行者へと移行し、併せて一部市町村営住宅の管理も受託している。これまでに培ったノウハウと業務拡大のメリットを、県民サービス向上に繋げていく必要がある。</p> <p>組織体制については、職員の年齢構成の高齢化が進んでいたが、既存事業部門における退職者の不補充によるスリム化を推進している。また、公営住宅管理代行受託が増加しているため、経験者採用及び新規採用を計画的に行い組織運営していく必要がある。</p> | | | | |
| | | 区 分 | 団体のあり方 | 組織運営 | 事業実績 | 財務内容 |
| | | 団体評価 | A | A | A | A |

15

| (財)島根県建設技術センター | 区 分 | 団体のあり方 | 組織運営 | 事業実績 | 財務内容 |
|----------------|------|--------|------|------|------|
| | 団体評価 | A | A | A | A |
| | 県評価 | B | A | A | A |

15
 15
 研修事業、工事受託事業及び建設副産物再利用促進事業など実施している事業は適切に実施されており、引き続き地方公共団体を支援する県内唯一の公的支援機関としての役割を果たしていく必要がある。
 特に、建設副産物再利用促進事業については、計画を大幅に上回る土量の搬入により、リサイクルヤード運営に係る財務内容の健全化に大きく寄与することができた。
 一方、公共事業費が減少するなか、センターが実施する事業量の推移も不透明であり、今後も関係機関との密接な連絡や効率的な事業執行を行っていく必要がある。
 新公益法人制度に係る公益財団法人の移行については、法律に定められた各種基準を満たす必要があるが、平成23年度中の円滑な移行ができるよう各種準備を行う必要がある。

16

| (財)島根県暴力追放県民センター | 区 分 | 団体のあり方 | 組織運営 | 事業実績 | 財務内容 |
|------------------|------|--------|------|------|------|
| | 団体評価 | A | A | A | B |
| | 県評価 | A | A | B | B |

16
 16
 センターは暴対法の規定に基づいて暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的として設立された島根県公安委員会が指定した県内唯一の暴力団等反社会的勢力と対峙できる民間団体であり、その事業活動は、全て同法に基づいて行われている。
 県内では、新たな山口組傘下組織が進出しており、県内暴力団等の総数は、3団体約190名と組織数、人員ともほぼ横ばいであるものの、暴力団の活動は、みかじめ料名目による恐喝事件や覚せい剤等薬物売買事件など活発化していることから「社会対暴力団」という構図のもとで暴力団を社会全体で孤立させる体制づくりを進める上で、警察、行政、弁護士会などの連携を強化するため、同センターの活動はこれまで以上に重要性を増している。
 しかしながら、センターの事業を円滑に運営するためには、基本財産の運用収益だけでなく、寄付金や賛助金の獲得が不可欠な現状にあり、財政を安定的に確保していくためにも、一層、県民に対して、センターの存在や活動内容を浸透させ、その存在感を広く定着させることが必要となっている。
 そのために今後とも、センターの運営体制の充実強化と安定した財政基盤の確立、さらには地域職域のニーズに応える諸事業の推進によって、県民の期待に応えるセンターの確立を図る必要がある。

17

| (財)島根県環境管理センター | 区 分 | 団体のあり方 | 組織運営 | 事業実績 | 財務内容 |
|----------------|------|--------|------|------|------|
| | 団体評価 | A | A | A | B |
| | 県評価 | A | A | A | B |

17
 17
 1
 当財団は公共関与型の産業廃棄物最終処分場を設置・管理する、県内唯一の団体であり、引き続き県が関与しながら、地域住民および関係団体との信頼の確保と産業廃棄物の適正処理を継続していく必要がある。
 第1期処分場建設にかかる多額の長期借入金(約61億円)を抱えての供用開始となったが、事業収入の確保と経費節減等に取り組んだ結果、その後は新たな借り入れを行うことなく、内部留保資金も確保できた。H21年度当初は、景気の急激な悪化による厳しい経済情勢下において、大幅な減収による内部留保資金の減少が懸念されたが、さらなる収入確保と経費節減に努め、当期収支差額は約2千6百万円のプラスとなり、内部留保資金を維持することができた。
 今後、平成41年度まで長期借入金償還が続く中で、その償還財源を確保したうえで経営の安定化を図るためには、引き続き経営改善を図るとともに、中長期的な経営基盤の構築に取り組む必要がある。

18

| (社福)島根県社会福祉事業団 | 区 分 | 団体のあり方 | 組織運営 | 事業実績 | 財務内容 |
|----------------|------|--------|------|------|------|
| | 団体評価 | A | A | A | A |
| | 県評価 | A | A | A | A |

18
 50%未満
 2
 自主事業(県立施設の移管分を含む)、県委託事業とともに効率的かつ適正に運営されており、全体的な経営状況については問題ない。
 また、中期経営計画を策定したうえで、年度ごとに重点活動方針を立てるなど、自発的に課題に取り組む姿勢が評価できる。

19

| (財)しまね農業振興公社 | 区 分 | 団体のあり方 | 組織運営 | 事業実績 | 財務内容 |
|--------------|------|--------|------|------|------|
| | 団体評価 | A | A | B | B |
| | 県評価 | B | B | B | B |

19
 3
 農業経営基盤強化促進法の一部改正により、各市町村段階で「農地利用集積円滑化団体」を設置し、農地利用集積円滑化事業が実施される。本事業は、農地利用集積円滑化団体が農業者から農地に関する権利の委任・代理を受け、農地を担い手等に集積する事業である。今後、農地の中間保有機能、担い手への農地の面的集積という観点から、「農地利用集積円滑化団体」が実施する農地利用集積円滑化事業と「しまね農業振興公社」が実施する農地保有合理化事業で展開していくことになる。以上により、「しまね農業振興公社」は農地保有合理化事業を実施してきた今までの知識・経験等の蓄積を生かし、農地利用集積円滑化団体をサポートしつつ、「農地の中間保有」及び「担い手への農地の面的集積」ができるよう、実務的な指導・助言、また双方の連絡体制の強化が必要となる。